

### 福生市表彰式が行なわれました

問合せ総務課法制総務係 ☎551・1576



福生市表彰条例に基づき、次の方々が7月4日に表彰されました。

#### 自治功労表彰

●選挙管理委員会委員として市の発展に貢献した功績に基づく表彰

#### 樋口拓行氏

●副市長として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 一般表彰

●高橋保雄氏  
●選挙管理委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 中里美恵氏

●固定資産評価審査委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 三澤敏雄氏、川村英通氏

●町会長等として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

●高橋勉氏、小林尚司氏、森非常貴氏  
●社会教育委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 清水雅則氏

●公民館運営審議会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 田中加代氏

●学校薬剤師として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 清水博氏

●予防接種健康被害調査委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 渡邊良友氏

●交通安全推進委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 中森直明氏

●町会長、国民健康保険運営協議会委員、学校給食センター運営審議会委員及び消防団員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 村野和男氏

●町会長、廃棄物減量等推進員及び消防団員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 細谷良暉氏

●消防団員として多年にわたり消防行政に貢献した功績に基づく表彰

#### 太田泰之氏

●市庁舎内の展示品として陶器及び絵画を寄附した行為に基づく表彰

#### 野澤久人氏

### 1 長寿(後期高齢者)健康診査の受診券をお送りします

長寿健康診査の受診券を、後期高齢者医療保険の被保険者および平成21年8月31日までに75歳に達する方に対して、7月末に発送します。長寿健康診査は、生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした制度です。ぜひ、受診してください。

受診前に問診票の問いに答えて医療機関へお持ちください。受診券を忘れると受診できませんのでご注意ください。

実施医療機関	医療機関	住所	電話番号
青山医院	福生656-1	福生656-1	530・3011
牛浜内科クリニック	志茂62	志茂62	539・1951
笠井クリニック	加美平1-15-6	加美平1-15-6	551・6611
桂川内科医院	熊川428	熊川428	552・1031
木野村医院	牛浜130	牛浜130	551・0283
熊川病院	熊川154	熊川154	553・3001
公立福生病院	加美平1-6-1	加美平1-6-1	551・1111
ささもと整形外科形成外科クリニック	福生657	福生657	539・2300
島井内科小児科クリニック	牛浜118-1コートエレガンスE 1 l e-K2F	牛浜118-1コートエレガンスE 1 l e-K2F	553・6151
大聖病院	福生871	福生871	551・1311
高村内科クリニック	福生767フルヤビル2F	福生767フルヤビル2F	530・2710
辻脳神経外科クリニック	本町53丸澤ビル1F	本町53丸澤ビル1F	551・5861
津田クリニック	福生二宮2461	福生二宮2461	539・3161
西村医院	熊川927	熊川927	553・0182
波多野医院	福生1046コヤマビル3F	福生1046コヤマビル3F	551・7545
東福生むさしの台クリニック	武蔵野台1-1-7センチュリー武蔵野台1F	武蔵野台1-1-7センチュリー武蔵野台1F	539・1223
ひかりクリニック	志茂35-1	志茂35-1	530・0221
平沢クリニック	南田園1-3-11	南田園1-3-11	539・0551
福生クリニック	加美平3-35-13	加美平3-35-13	551・2312
福生団地クリニック	南田園2-16福生団地12-111	南田園2-16福生団地12-111	539・3026
目白第二病院	福生1980	福生1980	553・3511
山口外科医院	志茂233	志茂233	553・1177
渡辺医院	熊川452	熊川452	553・0815

### 2 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定について

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、市民税非課税世帯(同じ世帯の全員が市民税非課税)の方は入院の際、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に掲示していただくと、支払う一部負担金と入院時の食事代が減額されます。

実施期間8月1日～10月31日

持ち物

- 長寿健康診査受診券
- 長寿健康診査問診票
- 平成21年7月31日までに75歳に達する方は、後期高齢者医療制度の被保険者証
- 平成21年8月1日から8月31日までに75歳に達する方は、国民健康保険、または各種被用者保険の被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 昨年の健診結果(ある方のみ)

医療機関 下表のとおり

### 平成20年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

～公開します、市政情報! 保護します、個人情報! ご利用ください、情報コーナー!～

問合せ総務課法制総務係 ☎551・1576

#### ●情報公開制度

市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

この制度は、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

#### ●市政情報の公開請求などの状況

平成20年度の市政情報の公開請求などの状況は、表1のとおりです。

#### ●情報公開審査会

市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査したり、情報公開制度の運営について審議したりします。平成20年度は、1回開催されました。

#### ●個人情報保護制度

自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

#### ●保有個人情報の開示請求などの状況

平成20年度の個人情報の開示請求などの状況は、表2のとおりです。

なお、訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

#### ●保有個人情報取扱事務の届出状況

実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産

評価審査委員会及び議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。

平成20年度の届出状況は、表3のとおりです。

#### ●目的外利用と外部提供の届出状況

市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用することを基本としていますので、市の内部で他の目的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)したりすることは、原則として禁止されています。

しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③災害時において、緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で、個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。平成20年度の目的外利用・外部提供

の届出状況は表3のとおりです。

#### ●個人情報保護審議会

個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。平成20年度は、3回開催されました。

#### ●制度を利用するには

##### 請求の方法

【市政情報の公開、自己情報の開示などの請求や相談】市役所第一棟5階「情報公開・個人情報保護コーナー(総務課)」にお越しください(電話などでは請求できません。請求書等につきましては市ホームページからダウンロードして使用することができます)。

※市政情報の請求は、インターネット(東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービス)を利用しても行なえます。

※自己情報の開示などの請求については、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)を、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っていることを証明する書類も提示してください。

##### 公開などの決定

【市政情報の公開または自己情報の開示】請求があった日の翌日から14日以内に公開・開示するかどうかを決定し、

お知らせします(公開・開示できない場合は、その理由をお知らせします)。

【自己情報の訂正】必要な調査を行ない、請求があった日の翌日から30日以内に訂正するかどうかを決定し、お知らせします(訂正しない場合は、その理由をお知らせします)。

##### 公開などの方法

【市政情報の公開または自己情報の開示】お知らせした日時に原本の閲覧または写しの交付により行ないます(公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただく場合があります)。

※自己情報の開示にあたっては、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

##### 費用

【市政情報や自己情報の閲覧】無料

【写しの交付や郵送】その作成などにかかる費用

■住民票の写しの請求など、別に法令などで手続きが定められているものについては、この制度は適用されません。

■詳しくは市ホームページをご覧ください(制度の概要、運用状況、関係条文、請求書等を掲載しています)。

■市役所1階の「情報コーナー」で、市政情報を自由に見ることができます。コピー(有料)もできますのでご利用ください。

【表1】市政情報の公開請求などの状況 ( )内は平成19年度の件数

区分	請求件数	決定内容			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	16(8)	11(6)	4(1)	1(1)	0(0)
※任意的公開申出	3(1)	3(1)	0(0)	0(0)	
合計	19(9)	14(7)	4(1)	1(1)	0(0)

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

【表2】個人情報の開示請求などの状況

開示請求の件数	決定内容			不服申立て
	全部公開	一部公開	非開示	
12(13)	6(10)	2(0)	4(3)	0(0)

( )内は平成19年度の件数

【表3】保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用及び保有個人情報外部提供の届出状況

実施機関	区分	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
市	長	323(308)	124(123)	37(40)
	教育委員会	84(83)	11(11)	7(7)
選挙管理委員会		6(4)	5(2)	2(0)
監査委員		1(1)	0(0)	0(0)
農業委員会		1(1)	1(1)	0(0)
固定資産評価審査委員会		1(1)	0(0)	0(0)
議		3(3)	0(0)	0(0)
合計		419(401)	141(137)	46(47)

( )内は平成19年度の件数